

高齢者の補聴器購入費を助成します

○目的

聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが困難な高齢者に対し、積極的な社会参加及び地域交流を促し、フレイル予防及び健康寿命の延伸を図ることを目的としている。

○対象要件

次のすべての条件を満たす方

- ☐ 市内在住の 65 歳以上のみの世帯の方
- ☐ 住民税非課税世帯及び要保護世帯の方
- ☐ 両耳の聴力がそれぞれ 40 デシベル以上
- ☐ 聴覚障がいによる身体障害者手帳を持っていない方
- ☐ 耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める医師意見書の交付が受けられる方（自費）
- ☐ 過去にこの助成を受けていない人

○助成金額

補聴器購入にかかる費用に対し、5 万円を上限とする。

- ・ 専門業者（認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する店舗）からの購入を条件とする。

○開始時期

令和 7 年 4 月 1 日から

○令和 7 年度予算額

750,000 円（50,000 円×15 人）

【問合せ】 保健福祉部 高齢介護課
担当: 松島・小松 TEL: 0282-21-2249